告示

○内閣府告示第五十八号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第二十条の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準

子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定による国の補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に別に定める率を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

一　保育充実事業の実施に必要と認められる額又は特定市町村若しくは事業実施市町村が保育充実事業の実施に必要と認める経費のうち補助の対象となる経費に係る実支出額のいずれか少ない額

二　保育充実事業の実施に要する費用の総額から寄附金その他の収入の額を控除した額

○内閣府告示第五十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十四項及び同項第二号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件（平成二十九年内閣府告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十四項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件及び同項第二号の規定に基づき安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件及び同項第二号の規定に基づき安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。
（定義）	（定義）
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　指定インデックス投資信託　公募株式投資信託のうち、次のいずれかに該当するものをいう。	四　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、次に掲げる事項の定めがあるもの	ロ　［同上］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］
(3)　指定指数に採用されている資産に対して投資を行う割合を変更して運用を行う場合においては、当該運用に係る変更が、信託の設定の日以後の信託の計算期間（租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十四項第三号に規定する信託の計算期間をいう。以下同じ。）の経過に応じて行われること、市況の変化に連動して行われることその他これらに準ずる条件に従って行われる旨	(3)　指定指数に採用されている資産に対して投資を行う割合を変更して運用を行う場合においては、当該運用に係る変更が、信託の設定の日以後の信託の計算期間（租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項第三号に規定する信託の計算期間をいう。以下同じ。）の経過に応じて行われること、市況の変化に連動して行われることその他これらに準ずる条件に従って行われる旨
［五～八　略］	［五～八　同上］